



令和7年度 埼玉県労働セミナー

労働法の基礎セミナー
～賃金の基礎とトラブル対応～

2. 賃金に関するトラブル事例

佐藤社会保険労務士・労務コンサルティング事務所
佐藤義哲（さとうよしあき）



2. 賃金に関するトラブル事例

Q1. 正社員とパート社員で正社員には通勤手当、出張旅費、食事手当が支給されていますが、パート社員へは支給していません。パート社員には支給されていなくてもいいのでしょうか？

A1. 通勤手当、出張旅費、食事手当は職務の内容、配置の変更範囲との結びつきがあまりない、支給目的も実費の補填や補助といったもので、その観点からも待遇の違いを説明することが難しいことから、正社員との差をつけることはできません。
パート社員であっても支給される必要があります。



2021年4月から同一労働同一賃金が適用されています。

2. 賃金に関するトラブル事例

★参考判例

正社員と有期雇用労働者（契約社員）の通勤手当、給食手当（食事手当）に関する待遇の違いについて争われた案件（ハマキョウレックス事件）

通勤手当 → 待遇の違いを設けることはNG

労働契約の期間に定めがあるか否かによって通勤に必要な費用が異なるわけではない。正社員と契約社員の職務内容、配置の変更の範囲が異なることで通勤手当の額を変えることは✕

給食手当 → 待遇の違いを設けることはNG

（食事手当）勤務時間中に食事をとる必要がある労働者に対して支給されるもので、正社員と契約社員の職務内容、配置の変更の範囲が異なることで手当の額を変えることは✕

雇用形態を理由に差を設けるのはNG

2. 賃金に関するトラブル事例

Q2. 家族手当（扶養手当・子供手当）や住宅手当についても通勤手当のように正社員と同じ扱いになるのでしょうか？

A2. 改めて①手当支給の意図、②正社員とパート社員の職務・責任の範囲などを明確にし、第三者からも不合理はないと思える理由の整理をしておくことが必要です。現在のところ、支給に差をつけることに問題がないという判例と差をつけることは不合理という判例の両方が出ております。



2. 賃金に関するトラブル事例

Q3. 会社が倒産して先月の労働した分の賃金をもらうことができません。どうしたらいいですか？

A3. 国（独立行政法人労働者健康安全機構）が行っている未払賃金立替払制度の利用が考えられます。この制度は、会社に代わって未払い賃金の一部を立て替えて支払ってくれます。詳しくは会社があった場所を管轄している労働基準監督署へ相談してみてください。その際に労働契約書、未払いの賃金額の算定根拠となるタイムカードなどを資料を用意しましょう。



2. 賃金に関するトラブル事例

Q4.会社（管理監督者）から残業をしてくれと言われ、残業したのですが残業代の支払いがありませんでした。また、過去にも同じことがあり、その時も残業代の支払いはありませんでした。残業代の請求は可能ですか？

A4.会社（管理監督者）が残業命令したものは残業代の支払い義務が会社が発生します。また、残業代などの賃金の消滅時効は3年です。対象となる残業代の支払日の翌日から3年までのものは請求可能です。
タイムカード、出勤簿、業務日報、パソコンのログイン・ログオフ記録、メールの送受信履歴、給与明細や労働契約書など残業代が未払いがあった旨を証明できる資料の用意が必要です。



2. 賃金に関するトラブル事例

Q5.飲食店でアルバイトをしています。遅刻をすると罰金500円を給与から控除されるのですが、遅刻する自分も悪いのですが、罰金制度自体は問題ないのでしょうか？

A5.遅刻や欠勤を理由に違約金や罰金制度を定めたり、損害賠償額を予定する契約を結んだりすることは禁止されています（労働基準法第16条）。ただし、遅刻があまりにも多く就業規則で定める懲戒処分の減給に該当する場合や月給制又は日給制により賃金が定められている場合は遅刻した時間分の賃金を差し引くことは違法ではありません。



まとめ

1. 労働条件の賃金（お金）は生活していくうえで必要なもの。それゆえにトラブルも多い。トラブルにならないためにも働いている都道府県の最低賃金の確認、労働契約書の確認をしておくとうい。
2. 賃金の支払いについては原則だけでなく例外も理解しておくとうトラブルを防ぐことができる。
3. 未払いの賃金の請求（時効）は3年まで。将来的には5年になることも予想されていますが、未払いの賃金が明らかにある場合は労働基準監督署へ相談するとうい。

主催

彩の国  埼玉県

共催



今後のセミナー実施・改善の検討のため、
アンケートにご協力をよろしくお願いいたします。

